

原 第 8 2 0 号
平成14年12月25日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 鷲見 禎彦 殿

福井県知事 栗田 幸雄

日本原子力発電株式会社敦賀発電所3、4号機
増設計画に関する事前了解について

平成12年2月22日付け地環発第39号をもって提出された、敦賀発電所3、4号機増設計画の事前了解願いについては、「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」第2条第1項に基づき、これを了解する。

なお、下記事項および本年6月に経済産業省資源エネルギー庁長官へ提出した知事意見書（別添）を十分尊重し、誠意と責任を持って対応されるよう強く要請する。

今後、これらに対する貴社および国の取組み状況によっては、本計画の推進に協力できないこともあることを申し添える。

記

1 自主点検作業記録に係る不正問題等について

東京電力株式会社に端を発した一連の不正問題等により、原子力の安全性に対する国民、県民の信頼が損なわれたことは誠に遺憾である。

県としては、貴社をはじめとする県内三事業者から過去の自主点検作業に関する総点検の中間報告を受けて立入調査を実施し、各事業者に対し、適切な情報の提供、品質管理の徹底、原子力安全文化の定着、企業運営の透明性の向上等を図るため、社内体制の改善や社員教育の徹底など、適切な措置を講ずるよう要請した。

については、原子力発電所の安全性に対する県民の信頼を早急に回復するため、全社を挙げて最大限の取組みを行うこと。

2 安全確保対策等について

- (1) 敦賀発電所3、4号機の安全性については、今後、国において厳格な審査が行われることになるが、その審査結果や最新の知見等を十分踏まえ、より一層の安全性、信頼性の向上に努めること。
- (2) 敦賀発電所1、2号機のより一層の安全確保を図るため、定期検査や品質保証活動の充実強化に努めるとともに、ヒューマンエラー防止対策技術の向上や全ての従業員に対する安全意識の徹底、職業倫理の向上等、原子力安全文化の醸成に積極的に取り組むこと。
- (3) 現在、国において行われている耐震安全性に係る安全審査指針類についての検討結果を踏まえ、敦賀発電所1、2号機も含め、耐震安全性に対する信頼性を一層向上させるよう適切に対処すること。
- (4) 敦賀発電所1号機については、長期保全計画に基づき経年変化に対応した設備の維持管理を徹底すること。
- (5) 敦賀発電所1号機の運転停止後の措置については、事前に県、敦賀市および関係機関と十分協議するとともに、既に廃止措置に着手している東海発電所において、廃炉技術や解体廃棄物の処理・処分方策を確立すること。
- (6) 使用済燃料の中間貯蔵施設の立地や高レベル放射性廃棄物の最終処分方策の確立について、積極的に取り組むこと。
- (7) 今後の工事着手に当たっては、周辺環境の保全是もとより、既設発電所への影響を事前に十分把握し、安全の確保に万全を期すこと。

3 防災対策について

- (1) 原子力災害から国民の生命、身体および財産を保護することを目的とした原子力災害特別措置法に定める原子力事業者の義務を厳格に遵守するなど、原子力災害対策の強化を図ること。
- (2) 県、市町村およびその他防災関係機関が原子力防災対策を充実強化するために必要な施設等の整備について、積極的に協力すること。
- (3) 原子力災害発生時に、原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力発電所から県および関係市町村等に速やかに通報連絡するための通信設備の充実を図ること。

4 環境保全対策について

- (1) 敦賀発電所3、4号機増設計画について、環境影響評価準備書に対する環境影響評価法第20条第1項および電気事業法第46条の13の規定に基づく環境保全の見地からの知事意見を踏まえ、必要な措置を確実に履行すること。

特に、発電所建設計画地は若狭湾国定公園内の自然環境が豊かな景勝地に位置するとともに周辺地域に希少野生生物の生息が確認されており、自然景観との調和および生物多様性の保全が図られる必要があることから、自然環境の保全に関する必要な措置について十分配慮すること。

また、このような地域において大規模事業を計画することに鑑み、貴社においても県民の自然との触れ合いや自然学習の促進等について特段の配慮をすること。
- (2) 若狭湾一帯の集中立地の現状に鑑み、広域的な温排水の拡散状況および水産生物等に対する影響を把握するための調査研究を促進し、環境影響評価の手法を確立すること。

5 広報・理解活動について

敦賀発電所3、4号機の増設計画はもとより、原子力の安全性や放射線、さらには原子力政策、核燃料サイクル政策に対する国民、県民の理解を促進するため、今後とも、情報公開の積極的な推進と全県を対象に分かりやすい広報・理解活動に取り組むこと。

6 地域振興について

- (1) 地域社会と共存共栄するという観点に立ち、電源地域の将来像づくりに積極的に参画するとともに、地域の振興、発展に重要な役割を果たす舞鶴若狭自動車道や北陸新幹線などのプロジェクトへの協力を積極的に展開するなど、より一層地域との共生に努めること。
- (2) 電源地域における就業の場の確保および産業振興を図るため、地元雇用と地元発注の一層の拡大に努めること。また、敦賀発電所1号機の運転停止に伴う地元雇用等への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。
- (3) 電源地域における産業振興、雇用創出を図るため、電力関連企業の誘致および地域産業の育成に努めること。
- (4) 地域住民が電源地域に住んでいることに自信と誇りを持てるよう、また、当該地域の基幹産業の一つである観光産業や水産業の振興を図るため、一層のイメージアップに努めること。